

# 営 農 計 画 書 (新規就農者用)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 1. 申請地の耕作実施計画

土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)	予定作物	収穫高 見込み (kg)	耕作状況												耕作の方法 (該当に○)		通作 距離 (km)	通作 時間 (分)	備考
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	自家 労働	委託			
計				/		計 _____ ㎡ (田 : _____ ㎡ 畑 : _____ ㎡)																

(裏面あり)

## 2. 営農計画詳細

- (1) 申請地を選んだ理由（土地所有者との関係も含めて詳細に記載すること）
  
- (2) これまでの農作業の経験や農業技術修学歴の詳細
  
- (3) 農作業時間確保の方法や耕作に携わる世帯員等の役割分担の詳細
  
- (4) 農業用機械の使用方法的詳細（今後導入する場合は調達方法や資金計画も記載）
  
- (5) 使用する予定の除草剤や農薬の種類および散布時期
  
- (6) 収穫した農作物の消費・販売計画（販売の場合は出荷先や数量等の計画）
  
- (7) 将来の農業経営方針（耕作地拡大意向の有無、他の作物の栽培計画等）

## 3. 営農に関する面談の実施について

### (1) 趣旨

令和5年に農地法が改正され、農地を所有していない人でも許可を受けることで、耕作をする目的で農地を取得できるようになりました。

このことから、四日市市農業委員会では、同法に基づいて農地を取得した場合、新たに農業を始めたい方や小規模農家が計画どおりに耕作を続けていくことができるか等を確認するために、面談を実施することとしています。

また新たに農地を取得した方が農業に携わるなかで、農地の管理や耕作において困ったことがあれば、できる範囲でサポートしますので、当委員会へご相談ください。

### (2) 実施の基準

譲受人（借受人）の申請時点の農地台帳の耕作面積が5,000㎡未満である場合に実施します。（本人に代わり代理人と面談することは認められません。）

### (3) 実施の方法

面談には、事務局担当者のほか、農業委員や農地利用最適化推進委員が出席します。ただし、場合によっては、事務局担当者による聞き取りに代える場合があります。

### (4) 面談日の日程について

- ・面談は、申請締切日以降の平日の日中に行っております。
- ・下表の（ ）に曜日を記入し、凡例のとおり譲受人（借受人）の各日の午前・午後それぞれのご都合を記入してください。
- ・後日、事務局の担当者から面談の日時と場所をお知らせします。

（電話の繋がりやすい曜日および時間： ）

26日		27日		28日		29日		30日		31日		1日		2日	
（ ）		（ ）		（ ）		（ ）		（ ）		（ ）		（ ）		（ ）	
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
3日		4日		5日		6日		7日		8日		9日		10日	
（ ）		（ ）		（ ）		（ ）		（ ）		（ ）		（ ）		（ ）	
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後

凡例 ○：何時でも面談可

△：時間によって可（ご都合のよい時間を明記していただいても結構です）

×：都合がつかない